

## 青森県離職保育士届出制度の実施について

青森県健康福祉部こどもみらい課

「離職保育士届出制度」とは、保育士資格を持っている方で、保育所等を離職した方、現在保育士として働いていない方に、氏名や連絡先等を青森県保育士・保育所支援センターに届け出ていただく制度です。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行され、子育てと仕事を両立し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを一層進めるため、子育て支援サービスの充実が求められており、その担い手である保育士の人材確保を進めるため、県では、平成27年度から、(社福)青森県社会福祉協議会に委託して、青森県保育士・保育所支援センター事業を実施し、保育士の求人・求職のマッチングや就職の相談・支援を行うほか、再就職を希望する保育士のブランクに対する不安を解消するための研修、現在保育所に勤務中で、就業継続に不安がある保育士に対する再就職支援研修、保育士のスキルアップを図るための研修等、保育の質の向上を図る取組を行っています。

現在、県内では保育士が不足しており、人材確保を進めるためには潜在保育士を含めた離職中の保育士の復職支援が必要となっています。

現在、保育士資格を取得した場合は、都道府県に保育士として登録申請を行っています。登録後に、姓や本籍地を変更する場合は書換え申請をしますが、住所変更については届出義務がありませんので、保育士登録や書換え申請をした時の住所と、現在の住所が異なっていることが多く、保育士の方々に保育士に関する情報や、研修・セミナー等様々な案内等をお伝えする手段がないのが現状です。

そこで、この「離職保育士届出制度」を実施することにしました。

この届出は義務ではありませんが、氏名や連絡先を届出していただくことにより、青森県保育士・保育所支援センターが離職した保育士の方とつながりを保ち、研修・セミナー等の案内、それぞれの状況に応じた復職相談、情報提供などの支援を行います。情報提供は無料です(メールについては、別途通信料がかかります)。

お持ちの保育士資格を活かすためにも、ぜひ届出をしていただくようお願いします。

### ◆様式、届出先、お問い合わせ先はこちらです

青森県保育士・保育所支援センター

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 社会福祉法人青森県社会福祉協議会  
電話:017-718-2225 FAX:017-723-1394 E-Mail: hoiku@aosyakyo.or.jp  
青森県社会福祉協議会ホームページ: <http://aosyakyo.or.jp/>

### ◆制度の問合せ先はこちらです

青森県健康福祉部こどもみらい課

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1  
電話:017-734-9302 FAX:017-734-8091 E-Mail: KODOMO@pref.aomori.lg.jp  
のびのびすくすくホームページ:<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/nobinobitop.html>